

公園照明 LED 化 ESCO 事業公募型プロポーザル手続き開始の公示

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松 井 一 實

1 業務の概要

(1) 事業名称

公園照明 LED 化 ESCO 事業

(2) 事業内容

事業者は、本市が管理する公園照明灯の実際の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、ESCO 事業による公園照明灯 LED 化工事及び省エネルギー量計算、維持管理サービス等、本市と合意した内容で ESCO 契約（以下「本契約」という。）を締結し、本契約期間内において、LED 公園照明灯設備等（以下「ESCO 設備」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって、設置、管理するとともに、以下の各種サービスを提供するものとする。

ア 現地調査

イ 電力契約照合、電力契約申込、共架申請

ウ 公園施設管理システムのデータベースに取り込むデータファイルの提供、公園照明灯設備台帳の作成

エ 公園照明灯管理プレート等の設置

オ ESCO 設備の設置に関わる施工計画の策定及び施工・施工管理

カ 既設公園照明灯のリサイクル・廃棄処分

キ ESCO 設備の維持管理・保証（無償修繕等）

ク 省エネルギー量の計測・検証

ケ その他

(3) 契約方式及び契約期間

契約方式 ESCO 契約（ギャランティード・セイビングス（自己資金型）契約）

契約期間 契約締結日から令和 1 9 年 3 月 3 1 日まで

ESCO 事業のサービス期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 9 年 3 月 3 1 日まで

(4) 事業費限度額

2, 0 4 4, 1 3 1, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(5) 受託者の選考方法

公募型プロポーザルを実施し、候補者を特定する。詳細については別紙「公園照明 LED 化 ESCO 事業提案募集要領（以下「募集要領」という。）」による。

2 応募条件

(1) 応募要件

ア 本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業体）とする。

イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を 1 者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負う。

ウ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。

エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約等に関する諸手続を行う。

オ E S C O提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関しては、本市と協議した上で合意を得る必要がある。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。

① 事業役割・・・本市との対応窓口となり、契約等の諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

② 施工役割・・・施工に関する業務を全て実施する。

③ 維持管理役割・・・維持管理に関する業務を実施する。

④ その他の役割・・・上記①～③以外の関連業務を実施する。

イ 応募者は、各役割でそれぞれ事業者が異なる場合、各事業間の役割に関する合意書を別途、本市に提出すること。なお、その合意書には、役割の構成事業者全員が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(3) 応募者資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合、構成員としてこれらの要件を満たすこと。

ア 参加表明書及び資格確認書類により、本募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ E S C Oサービス導入によるコスト削減効果及び省エネルギー量の効果検証手法を提案できる者で、削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることができる者であること。

ウ 公園照明灯LED化後の省エネルギー量及びコスト削減効果を計測・検証することができる者であること。

エ 本事業を円滑に行うため、事業運営、維持管理、システムサポートの三業務を迅速に対応ができる者であること。

オ 施工役割を担う者は、参加表明書提出時に、令和5・6年度広島市建設工事競争入札参加資格で認定工種「電気工事」に登録されている者であること。

カ 応募者の構成員のうち少なくとも1者は、事業役割として、防犯灯又は道路照明灯又は公園照明灯に係るE S C O事業（ギャランティード・セイビングス契約）で、5, 000灯以上の実績がある者。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及びその構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当する者

イ 本募集要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、本市競争入札指名停止等措置要領の措置要件に該当する者

ウ 本募集要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

キ 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

ク 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者

ケ 最近1年間の法人税、事業税、地方税を滞納している者

（5）地元業者の活用

応募者は、既設設備の撤去工事、ESCO設備の設置工事並びに維持管理において、可能な限り市内事業者を優先的に活用し、地域経済促進に資するよう配慮すること。

3 提案募集の手続き

（1）担当課

担当窓口：広島市都市整備局緑化推進部緑政課企画管理係

住所：〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所6階

電話：082-504-2390

FAX：082-504-2391

メールアドレス：park@city.hiroshima.lg.jp

（2）募集要領の配布

広島市ホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→ページ右の「プロポーザル・コンペの案件情報」→ページ右の「令和6年度 方式・案件名」→【公募型プロポーザル】「公園照明LED化ESCO事業」からダウンロードできる。

（3）募集要領に対する質問受付・質問回答

募集要領及び資料に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚提出（送信）する。なお、電子メール送信の際は、件名を「公園照明LED化ESCO事業質問書」と記載

することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

イ 受付期間

公示日から12月19日（木）午後3時まで（必着）

ウ 質問の回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和6年12月26日（木）にホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

（4）参加表明書及び資格確認書類の提出

ア 受付期間

令和7年1月6日（月）から1月10日（金）まで（閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 受付場所及び方法

前記3（1）担当課へ持参すること。

（5）参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、令和7年1月21日（火）に文書（電子メール）で本市から応募者（代表者）に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、あわせて提案要請書を郵送する。

（6）提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、募集要領に基づき提案書を作成し、持参すること。

ア 受付期間

令和7年2月12日（水）から2月21日（金）まで（閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 受付場所及び方法

前記3（1）担当課へ持参すること。

ウ 参加を辞退する場合

参加資格確認結果の通知により資格が確認された者が以降の参加を辞退する場合は、提案書の受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第8号）を1部、事務局に持参又は郵送（必着）で提出すること。

4 審査及び審査結果の通知

（1）審査内容

別紙「公園照明LED化ESCO事業提案募集要領」のとおり。

（2）審査結果の通知

審査の結果は、令和7年3月下旬に応募者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

5 その他

（1）このプロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）本事業の契約は、予算の成立および広島市議会の議決（広島市議会の議決を要する場合）を条件とするものであり、各条件が不成立となった場合には、本事業は提案を募集し

たことに留まり事業化はされないこととなる。

(3) その他、詳細は別紙「公園照明LED化ESCO事業提案募集要領」のとおり。